

I. 株式会社セイミヤ セイちゃん電子マネーカード会員規約

1. 本規約の目的

本規約は、株式会社セイミヤ（以下「当社」という）が発行する「セイちゃん電子マネーカード」（以下「セイちゃんカード」という）について規定するものであり、セイちゃんカード会員（以下「会員」という）がセイちゃんカードを利用するにあたり本規約が適用されるものとします。なお、セイちゃんカードのサービスに付随または関連して当社が提供するサービスについては、本規約と併せて当社が別に定める規約が適用されるものとします。

2. 会員

会員とは、本規約を承認の上、当社に入会申込をされ、当社が入会を認めた方をいいます。入会時に提出された申込書は、当社の責任において管理を行い返却は行わないこととします。

3. カードの貸与と取扱

- (1) 当社は、原則会員1名につき、1枚のセイちゃんカードを発行し貸与するものとします。カードの所有権は当社に属します。
- (2) 会員は、セイちゃんカードを貸与された時は、直ちにセイちゃんカードの署名欄にサインを行い、会員管理の下、セイちゃんカードを利用し、保管するものとします。
- (3) セイちゃんカードは署名欄にサインされた会員本人のみが利用できるものとし、他人への貸与・譲渡などは一切できないものとします。
- (4) 会員は、セイちゃんカードの偽造・変造・改ざんその他の不正な方法による使用をすることはできないものとします。

4. 届出事項の変更

- (1) 会員は、住所・氏名・電話番号等の変更があった場合は、速やかに当社所定の手続きを行うものとします。
- (2) 会員は、前項の変更届出を怠った場合に、当社からの案内、その他送付書類が延着または未着となっても異議ないものとします。

5. セイちゃんカードの紛失・盗難

- (1) 会員は、セイちゃんカードを紛失したり盗難にあった場合、直ちにセイちゃんカードお問合せ窓口へ申し出て、所定の手続きを行うものとします。
- (2) 会員がセイちゃんカードの紛失・盗難等を申し出てから当社による利用停止措置が完了するまでに一定期間を要することを会員は了承するものとします。なお、利用停止措置が完了する前に、第三者により不正利用された場合、または、その他なんらかの損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。

6. セイちゃんカードの再発行

紛失・盗難・毀損・滅失等の理由により会員がセイちゃんカードの再発行を希望した場合に当社所定の申込用紙を提出し再発行するものとします。この場合、会員は当社所定の発行手数料を支払うものとします。

7. セイちゃんカードの利用ができない場合

会員は、次のいずれかの場合においては、セイちゃんカードおよび当社が提供するサービスの全部

または一部の利用ができないことをあらかじめ承諾するものとします。

- (1) 当社がセイちゃんカードの電子マネーサービスを提供するシステムに故障が生じた場合およびシステム保守管理等のためにシステムの全部または一部を休止する場合。
- (2) セイちゃんカードの破損、または当社レジおよびチャージ機等の故障、停電、店舗休業日、その他の事由による使用不能の場合。
- (3) その他やむを得ない事由のある場合。

8. 退会・会員資格の喪失及び利用停止等

- (1) 会員の都合により退会する場合は、セイちゃんカードお問合せ窓口申し出て、所定の手続きを行うものとします。
- (2) 会員が次のいずれかに該当する場合、当社の判断により会員資格を取り消すことができるものとします。この場合、当社は、事前の通知催告を要せず、会員によるセイちゃんカードの利用を直ちに中止させることができるものとします。
 - ①セイちゃんカード、ポイントまたは電子マネーを偽造または変造もしくは改ざんした場合。
 - ②セイちゃんカード、ポイントまたは電子マネーを不正に使用・利用した場合。
 - ③申込書等に記載した事項が事実と異なる場合（記載時においては事実と合致していたが、その後変更があった場合において、当社に対する変更の届出が合理的な期間内になされない場合を含みます）。
 - ④その他、会員が本規約またはセイちゃんカードのサービスに付随または関連して提供するサービスに関して当社が定める規約に違反した場合。
 - ⑤上記に準ずる行為があり、当社が会員として不適格と判断した場合。
- (3) 利用者が死亡した場合には、利用者資格は喪失され、一切のセイちゃんカードサービスを利用できなくなります。
- (4) 前項の場合、会員であった者（またはその遺族）は、当社の指示に従い、セイちゃんカードを返却するものとします。

9. 反社会的勢力の排除

会員は、暴力団員（暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員、総会屋、社会運動等標榜ゴロもしくは特殊知能暴力集団、またはこれらの共生者、その他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- ①自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること。
- ②暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- ③暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

10. セイちゃんカードのサービス提供

- (1) 会員は、当社レジでセイちゃんカードを利用してサービスの提供を受けることができます。ただし、ギフト券・商品券・その他の金券類・ハガキ・切手・印紙類・宅配料・その他当社が別途定める一部商品について、利用を制限する場合があります。

- (2) 一部対象とならない売場があります（委託催事・店頭販売・自動販売機等のセイちゃんカード対応レジにて清算を行わない売場、店舗内テナント）。
- (3) 会員が当社レジにおいてセイちゃんカードを利用してサービスの提供を受ける場合に利用できるセイちゃんカードの枚数は1枚に限ります。セイちゃんカード複数枚での利用やその他の電子マネーカードとの併用はできないものとします。
- (4) 会員は、当社が提供する付帯サービスおよび特典利用に関する規約がある場合は、それに従うものとします。

11. 個人情報の収集・利用

会員は、氏名・生年月日・住所・電話番号等、会員が申込時に当社に届け出た事項およびセイちゃんカードのサービス利用履歴等の情報（以下「個人情報」という）を、当社が別に定める「セイちゃん電子マネーカード個人情報の取扱いに関する重要事項」に記載した利用・共同利用の目的のために、必要な保護措置を行ったうえで当社及び提携会社等が収集・利用することに同意するものとします。

12. 規約の変更

当社は、店舗内での掲示、ホームページへの掲載その他当社所定の方法により事前に会員に対して変更内容を告知することで、本規約を変更することができるものとします。なお、当社が変更内容を告知した後、会員がセイちゃんカードを利用した場合、または告知以後異議なく1ヶ月経過した場合は、変更内容を承諾したものとします。

13. セイちゃんカードのサービスの終了

当社は、次のいずれかの場合には、会員に対し事前に当社所定の方法で通知することにより、セイちゃんカードのサービスを全面的に終了することができるものとします。

- (1) 社会情勢の変化。
- (2) 法令の改廃。
- (3) その他やむを得ない都合による場合。

14. 通知の到達

当社が、会員に対して通知を行うにあたり、郵便等の方法による場合には、当社は会員から届けられた住所に宛てて通知を発送すれば足りるものとし、当該通知の到達が遅延、または到達しなかったとしても、通常到達するであろうときに到達したものとみなします。

15. 業務委託

当社は、本規約に基づくセイちゃんカードのサービス運営管理業務について、業務の一部を第三者に委託することができるものとします。

16. 準拠法

会員と当社の諸契約に関する準拠法はすべて日本法によるものとします。

17. 合意管轄裁判所

会員は、本規約に基づく取引に関して、当社との間に紛争が生じた場合には、当社の本社所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを異議なく承諾するものとします。

18. お問い合わせ窓口

会員規約に関するお問合せは、下記までご連絡ください。

セイちゃんカードお問合せ窓口

☎0120-138318 (9:00~18:00)

Ⅱ. 株式会社セイミヤ セイちゃん電子マネーカード電子マネー利用規約

1. 本規約の目的

本規約は、株式会社セイミヤ（以下「当社」という）が発行する「セイちゃん電子マネーカード」（以下「セイちゃんカード」という）に付帯する「セイちゃん電子マネーサービス」について規定するものであり、セイちゃんカード会員（以下「会員」という）がセイちゃんカードを使用して「セイちゃん電子マネー」を利用するにあたり本規約が適用されるものとします。なお、セイちゃん電子マネーサービスに付随または関連して当社が提供するサービスについては、本規約と併せて当社が別に定める規約が適用されるものとします。

2. 定義

本規約における次の用語は、以下の通り定義するものとします。

- (1) セイちゃん電子マネーとは、当社が発行したセイちゃんカードまたはセイちゃんカードと関連つけてサーバーに記録される金銭的価値を証するものをいいます。
- (2) セイちゃん電子マネーサービスとは、会員が当社に対し、物品等の商品（以下「商品等」という）の対価の全部または一部の支払いとして、当社所定の方法によりチャージされたセイちゃん電子マネーを利用することで、当社から商品等の購入または提供を受けることができるサービスをいいます。
- (3) セイちゃん電子マネー機能とはセイちゃん電子マネーサービスを受けられる機能のことをいいます。
- (4) セイちゃんカードチャージとはⅡ-4. セイちゃんカードチャージに定める方法により、会員がセイちゃんカードに電子マネーを加算することをいいます。
- (5) セイちゃん電子マネー残高とは、会員が利用可能なセイちゃん電子マネーの量をいいます。

3. 不正使用等の禁止

- (1) 会員はカードにサインされた本人のみ使用できるものとし、他人への貸与はできないものとします。
- (2) 会員は、セイちゃんカードの偽造・変造・改ざんその他の不正な方法による使用をすることはできないものとします。

4. セイちゃんカードチャージ

- (1) 会員は、当社所定の場所・方法にて、1,000円単位でセイちゃんカードに現金でチャージ（入金）することができ、一度のチャージの限度額は49,000円以下とするものとします。
- (2) 会員は、1枚のセイちゃんカードに対して、セイちゃん電子マネー残高が5万円超（特典として電子マネーを追加加算する残高を含める）となるセイちゃんカードチャージはできないものとします。

5. セイちゃん電子マネーサービスの利用

- (1) 会員は、当社レジでセイちゃん電子マネーサービスを利用して商品を購入することができるものとします。ただし、ギフト券・商品券・その他の金券類・ハガキ・切手・印紙類・宅配料・その

他当社が別途定める一部商品について、利用を制限する場合があります。

- (2) 一部対象とならない売場があります（委託催事・店頭販売・自動販売機等のセイちゃんカード対応レジにて清算を行わない売場、店舗内テナント）。
- (3) 会員が当社レジでセイちゃん電子マネーサービスを利用して商品を購入する場合、セイちゃん電子マネー残高から商品購入または提供合計額を差し引くことにより、金銭にて商品購入合計額をお支払いいただいた場合と同様の効果が生じるものとします。
- (4) 会員は、当社レジにおいて、商品を購入し、セイちゃん電子マネーサービスを利用し、セイちゃん電子マネー残高が商品等の対価の総額に不足する場合には、会員はその不足額を当社が別途定める方法により支払うものとします。
- (5) 会員が当社レジにおいて、セイちゃん電子マネーを利用して商品を購入する場合に利用できるセイちゃんカードの枚数は、1枚に限りです。
- (6) 会員は、セイちゃん電子マネーサービスを利用した場合には、交付するレシート等に印字して表示されるセイちゃん電子マネー残高を照会し、誤りがないことを確認するものとします。万一誤りがある場合には、その場で当社レジまたはサービスカウンターに申し出るものとします。その場で申し出がなされない場合には、会員は、セイちゃん電子マネー残高について誤りがないことを了承したものとします。

6. セイちゃん電子マネー残高

- (1) セイちゃん電子マネー残高は、セイちゃん電子マネーサービス利用時のレシート、チャージ機、専用サイト、本規約末尾に記載のお問合せ窓口にて照会することができるものとします。
- (2) 最後にセイちゃん電子マネーサービスを利用した日および最後にチャージした日は、本規約末尾に記載のお問合せ窓口にて照会できるものとします。
- (3) 会員は、最後にセイちゃん電子マネーサービスを利用した日または最後にチャージした日から5年を経過した場合、自動的にセイちゃん電子マネー残高は無効となり、現金の払戻しも行われなないものとします。

7. セイちゃん電子マネー残高の移行

会員は、セイちゃん電子マネー残高を他のセイちゃんカードに移行することはできないものとします。

8. セイちゃん電子マネーサービスの利用ができない場合

会員は、次のいずれかの場合においては、その期間において、セイちゃんカードチャージすること、セイちゃん電子マネーサービスを利用すること、ならびにセイちゃん電子マネー残高の照会をすることができないことをあらかじめ承諾するものとします。

- (1) 当社がセイちゃん電子マネーサービスを提供するシステムに故障が生じた場合およびシステム保守管理等のためにシステムの全部または一部を休止する場合。
- (2) セイちゃんカードの破損、または当社レジおよびチャージ機等の故障、停電、店舗休業日、その他の事由による使用不能の場合。
- (3) その他やむを得ない事由のある場合。

9. 退会および会員資格の喪失

会員が、退会した場合、会員資格を取り消された場合、会員資格を喪失した場合は、セイちゃん電

子マネーサービスの利用はできなくなり、セイちゃん電子マネーの残高はゼロとなります。また、現金の払戻しも行われません。

10. 換金等の不可

II-16. セイちゃん電子マネーサービスの終了の場合を除き、セイちゃん電子マネーの換金または現金の払戻しはできないものとします。

11. セイちゃんカードの破損・汚損・磁気不良時の再発行等

本人の証明を確認の上でセイちゃんカードが再発行された場合、当社所定の方法で照会されたセイちゃん電子マネー残高が再発行されたセイちゃんカードに引き継がれるものとします。会員は当社所定の再発行手数料を支払うものとします。ただし、磁気不良時の再発行手数料は無料といたします。

12. セイちゃんカードの紛失・盗難等の再発行

- (1) 紛失・盗難等によりセイちゃんカードが再発行された場合、会員による利用停止措置申請を受けてセイちゃんカードの利用停止措置が完了した時点のセイちゃん電子マネー残高は再発行されたセイちゃんカードに引き継がれるものとします。
- (2) 会員がセイちゃんカードの紛失・盗難等を申し出てから利用停止措置が完了するまでに一定期間を要することを会員は了承するものとします。なお、利用停止措置が完了する前に、セイちゃん電子マネー残高を第三者により利用された場合、または、その他なんらかの損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。

13. 紛議

- (1) 会員が、セイちゃん電子マネーサービスを利用して購入した商品等について、返品・瑕疵・欠陥等の取引上の問題が発生した場合については、会員と当社との間で解決するものとします。
- (2) 前項の場合においても、会員は、当社に対し、セイちゃん電子マネー利用の取り消し等を求めることはできないものとします。

14. 個人情報の収集・利用

会員は、氏名・生年月日・住所・電話番号等、会員が申込時に当社に届け出た事項およびセイちゃん電子マネーサービスの利用履歴等の情報（以下「個人情報」という）を、当社が別に定める「セイちゃんカード個人情報の取扱いに関する重要事項」に記載した利用・共同利用の目的のために、必要な保護措置を行ったうえで収集・利用することに同意するものとします。

15. 規約の変更

当社は、店舗内での掲示、ホームページへの掲載その他当社所定の方法により事前に会員に対して変更内容を告知することで、本規約を変更することができるものとします。なお、当社が変更内容を告知した後、会員がセイちゃんカードを利用した場合、または告知以後異議なく1ヶ月経過した場合は、変更内容を承諾したものとします。

16. セイちゃん電子マネーサービスの終了

- (1) 当社は、次のいずれかの場合には、会員に対し事前に当社所定の方法で告知することにより、セイちゃん電子マネーサービスを全面的に終了することができるものとします。
 - ①社会情勢の変化。
 - ②法令の改廃。

③その他やむを得ない都合による場合。

- (2) 前項の場合、法令に基づき、会員は当社の定める方法により、セイちゃん電子マネー残高に相当する現金の払戻しを当社に求めることができます。ただし、当社が前項の通知を行ってから2年経過した場合には、会員は、当該払戻請求権を放棄したものとみなされることを異議なく承諾するものとします。

17. 制限責任

II-8. セイちゃん電子マネーサービスの利用ができない場合に定める理由およびその他の理由により、会員がセイちゃん電子マネーサービスを利用することができないことで当該会員に生じた損害等について、当社はその責任を負わないものとします。ただし、当該不利益または損害が当社の故意または重過失による場合を除きます。なお、当社の故意または重過失がある場合でも、逸失利益については、当社はいかなる場合も損害賠償の責任を負わないものとします。

18. 通知の到達

当社が、会員に対して通知を行うにあたり、郵便等の方法による場合には、当社は会員から届けられた住所に宛てて通知を発送すれば足りるものとし、当該通知の到達が遅延、または到達しなかったとしても、通常到達するであろうときに到達したものとみなします。

19. 業務委託

当社は、本規約に基づくセイちゃん電子マネーサービス運営管理業務について、お問合せ窓口等の業務の一部を第三者に委託することができるものとします。

20. 合意管轄裁判所

会員は、本規約に基づく取引に関して、当社との間に紛争が生じた場合には、当社の本社所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

21. お問合せ窓口

セイちゃん電子マネーに関するお問合せは、下記までご連絡ください。

セイちゃんカードお問合せ窓口

☎0120-138318 (9:00~18:00)

Ⅲ. 株式会社セイミヤ セイちゃん電子マネーカードポイント規約

1. 本規約の目的

本規約は、株式会社セイミヤ（以下「当社」という）が発行する「セイちゃん電子マネーカード」（以下「セイちゃんカード」という）に付帯する「ポイント」について規定するものであり、セイちゃんカード会員（以下「会員」という）がセイちゃんカードを使用して「ポイント」を利用するにあたり本規約が適用されるものとします。なお、「ポイント」に付随または関連して当社が提供するサービスについては、本規約と併せて当社が別に定める規約が適用されるものとします。

2. ポイントの加算

- (1) ポイントの加算は当社が別に定める「セイちゃん電子マネーカード電子マネー利用規約」2. 定義(2)に定めるセイちゃん電子マネーサービス（以下「セイちゃん電子マネーサービス」という）を利用した場合のみ、行われます。
- (2) 当社店舗において、レジにてセイちゃんカードで精算時にセイちゃんカードを提示し、かつ、セ

イちゃん電子マネーサービスを利用することにより、当社所定のポイントを加算します。ただし、精算時にセイちゃんカードの提示がない場合またはセイちゃん電子マネーサービスの利用がない場合はポイントの加算は行わないものとします。

- (3) 一部ポイント加算の対象とならない商品があります（タバコ・地域指定ごみ袋等、当社が指定する商品）。
- (4) 一部ポイント加算の対象とならない売場があります（委託催事・店頭販売・自動販売機等当社カード対応のレジにて精算を行わない売場、店舗内テナント）。

3. ポイントの利用

- (1) 累積されたポイントが 500 ポイントになると、当社店舗で利用のできる 500 円のお買物券を当社店舗のレジにて自動発券するものとします。
- (2) ポイントはいかなる場合も現金に換金できないものとします。
- (3) 会員の都合により返品をされる場合には、レシートとともにセイちゃんカードを提示し、当該返品商品のお買上時に加算したポイント数を減算いたします。
- (4) 一部お買物券の利用ができない商品があります（ギフト券・商品券・その他の金券類・ハガキ・切手・印紙類・宅配料など当社が指定する商品）。

4. カード再発行時のポイント

会員が当社カードの規約に基づきカードを再発行した場合は、ポイントは再発行されたカードに引き継がれるものとします。なお、利用停止措置が完了する前に第三者にポイント残高を使用された場合など、当社所定の方法で確認できなかったポイントについては、当社は一切の責任を負わないものとします。

5. 権利の喪失

会員が退会した場合、会員資格を取り消された場合、会員資格を喪失した場合は、本規約における会員の権利も同時に喪失し、累計ポイントはゼロとなります。

6. 権利の譲渡などの禁止

会員は、本規約に関する権利を他人に貸与、譲渡または担保提供したり、または相続させることはできないものとします。

7. ポイントの有効期限

ポイントの最終加算日から 1 年間 1 度もお買上によるポイントの加算がない場合、累積されたポイントは自動的に無効となるものとします。

8. お買物券の有効期限

有効期限は発行日から 3 ヶ月間とします。お買物券が破損・擦損・焼損・劣化など券面の印刷表示が認識できない場合は、当該お買物券は無効となるものとします。

9. ポイントおよび本規約の変更・廃止

当社は、店舗内での掲示、ホームページへの掲載その他当社所定の方法により事前に会員に対して変更内容を告知することで、本規約を変更することができるものとします。なお、当社が変更内容を告知した後、会員がセイちゃんカードを利用した場合、または告知以後異議なく 1 ヶ月経過した場合は、変更内容を承諾したものとします。

10. お問い合わせ窓口

ポイントに関するお問合せは、下記までご連絡ください。

セイちゃんカードお問合せ窓口

☎0120-138318 (9:00~18:00)

IV. 株式会社セイミヤ セイちゃん電子マネーカード個人情報の取扱いに関する重要事項

株式会社セイミヤ（以下「当社」という）が管理しているセイちゃん電子マネーカード会員（以下「会員」という）の個人情報の取扱いについて、本重要事項をよくお読みください。

1. 個人情報の保有

会員は「セイちゃん電子マネーカード」（以下「セイちゃんカード」という）入会申込書に記入された個人情報のうち、会員の氏名・性別・生年月日・年齢・郵便番号・住所・電話番号およびセイちゃんカードに印字されているカード番号、およびセイちゃんカードの契約日・発行日を当社が保有することに同意するものとします。また、セイちゃんカードの利用による会員のお買上情報を保有することも同意するものとします。（以下「個人情報」と総称する）。

2. 個人情報の利用

会員は、当社が下記（1）～（7）の目的のために個人情報を利用することに同意するものとします。

- (1) セイちゃんカードの機能、付随または関連サービスの提供。
- (2) ポイントおよび当社電子マネーの付与・チャージ・削減にかかる計算及び管理。
- (3) 郵送・電話の方法により、販売促進・商品情報・生活情報・セール・各種ご優待・アフターサービスについての営業活動のご案内。
- (4) 当社が外部から受託した宣伝物・印刷物の郵送。
- (5) 市場調査・購買動向調査のマーケティング活動や商品開発。
- (6) 会員の落し物や忘れ物の業務に付随するご連絡。
- (7) 会員との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行。

3. 個人情報の提供・利用

会員は、当社が保護措置を講じた上で電磁的媒体物の方法を用いて提携会社等が前項（1）～（7）の目的で個人情報を利用することに同意するものとします。

4. 個人情報の開示

- (1) 会員は当社に対して、会員本人に関する個人情報を開示するよう、セイちゃんカードお問合せ窓口への申し出により請求することができるものとします。また開示の請求にあたっては当社の定める方法で開示請求人が会員本人であることを確認することを予め承認するものとします。当社は開示にあたって、当社所定の手数料を申し受ける場合があります。
- (2) 開示の結果、当社が保有している会員の個人情報が、万一、不正確あるいは誤りであることが判明した場合には、当社は速やかに訂正するものとします。

5. 本重要事項の変更

当社は店舗内での掲示、ホームページへの掲載その他当社所定の方法により事前に会員に対して変更内容を告知することで、本規約を変更することができるものとします。なお、当社が変更内容を告知した後、会員がセイちゃんカードを利用した場合、または告知以後異議なく1ヶ月経過した場合は、変更内容を承諾したものとします。

6. お問い合わせ窓口

個人情報に関するお問合せは、下記までご連絡ください。

セイちゃんカードお問い合わせ窓口

☎0120-138318 (9:00~18:00)